



利府町企業公告第3号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

利府町長

熊谷



1 条件付一般競争入札に付す工事

- (1) 工事番号 令和2年度 利下工第3号
- (2) 工事名 利府1号雨水幹線布設工事
- (3) 施工場所 利府町利府字新並松地内
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和2年3月26日まで
- (5) 入札担当班 利府町上下水道課経営班
- (6) 工事担当班 利府町上下水道課工務班
- (7) 工事概要

施工延長	L=232.6m
床掘り	V=1,000m ³
埋戻し	V=800m ³
L型水路設置	L=232.6m
底版コンクリート工	V=533m ³
流入工	N=4箇所
防護柵工	L=354m

(8) 契約条件

- ア 利府町財務規則（平成13年利府町規則第11号）による。
- イ 契約保証金 契約金額の10%以上の額とする。
- ウ 前払金 有
- エ 支払方法 完成払（前払金の支払がある場合は前払金を除く額）

(9) 予定価格 事後公表

(10) 低入札調査に係る調査基準価格 設定あり

- (11) 入札方式 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する利府町水道事業及び下水道事業建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）（以下「総合評価方式」という。）を用いる。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 利府町から令和2年度建設工事競争入札参加資格の承認を受けている者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設工事業の許可を有すること。
- (3) 建設業法第27条の29第1項に規定する経営審査の結果の土木工事業の総合評定値（P）が850点以上1,300点未満であること。（評価値は、直近の審査による。）
- (4) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 宮城県建設工事入札参加資格登録業者等指名停止要領又は利府町建設工事等入札参加登録業者指名停止要領（平成19年3月30日町長決裁）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (6) 宮城県内に本社又は工事請負契約締結について本社から受任されている支店若しくは営業所を有すること。
- (7) 利府町契約における暴力団等排除措置要綱（平成20年利府町告示第60号）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合にあってはその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団員等が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これと取引をしたり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 次に該当する配置技術者を当該工事現場に専任で配置できること。

ア 配置技術者は、入札期日の前日までに、建設業の定めによる土木工事の国家資格を有し、又は国土交通省大臣特別認定者を有すること。

イ 入札期日の前日から起算して3月以上前から（ハローワークを通じた新規雇用の場合は入札期日の前日において）当該入札参加業者と直接的雇用関係にある者であること。

ウ 現場代理人と監理技術者は兼ねることができるものとする。

(9) 次に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務が無い者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(12) 他の入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 総合評価項目及び落札候補者決定基準

総合評価方式における評価項目及び評価基準は、利府町水道事業及び下水道事業建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）落札候補者決定基準（以下「落札候補者決定基準」という。）に示すとおりとする。ただし、この入札に限り、落札候補者決定基準5の同種工事の条件①から④までの評価点の対象となる工事については、同条件中①から④までを「平成22年4月以降、元請として国又は地方公共団体から受注し、引渡し完了している、雨水開渠工において、断面積B2,000×H1,000以上の施工実績を有しているもの。」と読み替えるものとする。

4 入札手続等

(1) 担当班

区 分	担 当 班	電話番号	住 所
入札・受付 担 当 班	利府町上下水道課 経営班	022- 767-2126	〒981-0112 利府町利府字新並松4番地
工事担当班	利府町上下水道課 工務班	022- 767-2126	同 上

(2) 入札参加申請書類の交付等

入札参加申請書類の交付の期間及び場所は、6の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等の閲覧

当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

ア 閲覧の期間及び場所は、6の表に示すとおりとする。

イ 設計図書等に対する質問について

(ア) 設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けてある質問書に記入の上、6の表に示す日時に指定の場所に提出することができる。

(イ) 質問書に対する回答書は、6の表に示す日時及び場所で閲覧に供する。

ウ 設計図書等の複写について

閲覧期間中、設計図書等については1日を限度として無償で貸し出し、複写することを認める。

(4) 入札の日時、場所等

当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

ア 入札の日時、場所は、6の表に示すとおりとする。

イ 入札参加者は、受付時に入札参加資格確認通知書（原本）を提示すること。

5 入札参加資格の確認等

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類（アについては、4の（2）により配布する様式による。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書（入札参加資格確認調書を含む。） 1 部

イ 申請者の所在地及び名称を記載し、返信用切手を貼付した所定の返信用封筒 1 枚

ウ 町から連絡するときの窓口となる申請者の社員の名刺 1 枚

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出・受付の期間及び場所は、6 の表に示すとおりとする。

(3) 入札参加資格の有無については、6 の表に示す期日に通知する。

(4) 入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合はその理由について書面で問い合わせをすることができる。

(5) (4) の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を 4 の (1) の入札・受付担当班に提出すること。

6 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 日 時	場 所
入札参加申請 書類交付	令和2年9月1日（火）から 同月15日（火）まで	利府町利府字 新並松4番地 利府町役場 上下水道課前
設計図書等の 閲覧（複写）	同 上	同上
質問書の受付	令和2年9月2日（水）から 同月11日（金）まで	同上
回答書の閲覧	令和2年9月3日（木）から 同月15日（火）まで	同上
入札参加申請 書類の提出・受付	令和2年9月2日（水）から 同月15日（火）まで	利府町利府字 新並松4番地 利府町役場 上下水道課経営班
入札参加資格 確認通知書	令和2年9月17日（木）発送	
入 札	令和2年9月25日（金） 午前10時から	利府町利府字 新並松4番地 利府町役場 町民交流館研修室

（注） 入札参加申請書類交付から入札参加申請書類の提出・受付までの受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

7 入札方法等

- （1） 郵送、電報及びファクシミリによる入札は認めない。
- （2） 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （3） 入札執行回数は、2回とする。

- (4) 本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づいた低入札価格調査制度を適用するため、低入札調査基準価格を設定する。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

9 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載されている入札金額と同額となる工事費内訳書及び積算内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は任意とするが、必ず商号・名称を明示の上、数量、単価及び金額を明らかにすること。

10 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに指名競争等入札参加心得において示した条件に違反した者のした入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が利府町建設工事執行規則(平成11年利府町規則第15号)第11条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内にあるもので、落札候補者決定基準により算出された総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

ただし、本入札は「低入札調査基準価格」を設定するため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、次に総合評価点の高い者を落札候補者とすることがある。

- (2) 低入札調査基準価格を下回った入札があった場合は、その入札を保留し、落札候補者は後日決定する。その際、低入札価格を調査する基準となる利府町水道事業及び下水道事業低入札価格調査制度取扱要綱(平成19年11月1日施行)に基づいた調査を実施するため、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

- (3) 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- (4) 落札候補者の入札参加資格の審査は、利府町水道事業及び下水道事業建設工事に係る条件付一般競争入札要綱及び落札候補者決定基準により審査する。
- (5) 落札候補者を落札者と決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。ただし、低入札価格調査後、落札者が決定したときは、その結果を入札者に対して書面で通知する。

1 2 契約保証金

請負代金額の100分の10以上の額とする。ただし、利府町建設工事執行規則（平成11年利府町規則第15号）第23条に該当する場合は、納付を免除する。

1 3 配置予定の技術者

配置予定技術者の技術力等は総合評価方式において、価格以外の評価点とされることから、落札者は4の(2)で配布する条件付一般競争入札別記様式3（配置予定の技術者に関する調書）に記載した技術者を当該工事現場に配置すること。

なお、当該工事が完了するまで、原則として技術者の変更は認めないものとする。

1 4 その他

- (1) 入札参加者は、指名競争等入札参加心得等を熟読し遵守すること。
- (2) 関係図書等の閲覧

指名競争等入札参加心得、利府町建設工事執行規則及び利府町水道事業及び下水道事業低入札価格調査制度取扱要綱については、利府町役場上下水道課前及び利府町ホームページにおいて閲覧できる。